

提供日 2026/05/12  
タイトル 貨物自動車運送事業物価高騰緊急対策事業の申請  
受付を開始します  
担当 交通基盤部 政策管理局交通政策課  
連絡先 地域交通班  
TEL 054-221-3186



県は、物流の安定化を図るため、物価高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の車両維持を支援します。

### 1 制度概要

対象事業者（全てを満たす事業者）	・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行う者 ・静岡県内に本社又は事業所を置く者	
対象車両（全てを満たす車両）	・貨物自動車運送事業の用に供する自動車 ・静岡県内に使用の本拠の位置がある自動車 ・令和8年3月31日時点で有効な車検証を備え付けている自動車 ※二輪自動車・被けん引車を除く	
補助額	自動車の種別が「普通」「小型」	車両数×1万円
	自動車の種別が「軽自動車」	車両数×2千円

### 2 申請受付期間

令和8年5月12日（火）～6月30日（火）※消印有効

### 3 申請・問い合わせ先

本件にかかる事務は、一般社団法人静岡県トラック協会が行います。県では申請を受け付けておりませんのでご注意ください。

区分	申請・問い合わせ先	電話番号	受付時間
静岡県トラック協会員	所属の静岡県トラック協会各支部	—	10:00～16:00
静岡県トラック協会員でない者	静岡県トラック協会本部（〒422-8510 静岡市駿河区池田126-4）	054-283-1910	10:00～16:00

※申請書類や申請方法の詳細については、静岡県トラック協会のホームページ（<https://www.szta.or.jp/bukkakoto-mikaiin/>）をご覧ください。